

受領 令和5年3月1日 23時18分

通告番号 (18) 1/2

令和5年3月1日

読谷村議会  
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員  
上 地 利枝子 印

## 一般質問通告書

第524回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 生理用品無償配布の現状</p> <p>(1) 本村5小学校高学年、2中学校は全学年の女子トイレに配置し、予算については、既決予算で対応しているとのことですが、具体的な予算の内容と環境整備についての取り組み</p>	
<p>2 読谷中学校西側交差点の安全対策について</p> <p>(1) 村民センター線から楚辺座喜味線の交差点西側突き当たり、カーブミラー設置ができないか。</p> <p>(2) 村民センター線と楚辺座喜味線交差点、村民センター線の道路にクイックシート施工で止まれの表示、楚辺座喜味線横断歩道20メートル手前に歩行者注意の表示ができないか。</p>	
<p>3 重曹的支援体制整備事業の取り組み状況は (社会福祉法第106条の4第2項) 重曹的支援体制整備事業とは、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民などによる地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重曹的に整備する事業とあります。 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に対し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。 属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制について本村としてどのように取り組んでいるのか</p> <p>(1) 高齢者分野の相談・地域づくり</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(2) 障害者分野の相談・地域づくり</p> <p>(3) 子ども分野の相談・地域づくり</p> <p>(4) 生活困窮分野の相談・地域づくり</p> <p>(5) アウトリーチについて</p> <p>(6) 多機関協働について</p> <p>(7) 支援プランの作成</p>	
<p>4 部活の地域移行について</p> <p>(1) 公立中学校休日の部活動指導を民間団体などに委ねる地域移行について、本村としてどのように取り組んでいくのか</p>	